

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	本田技研工業株式会社		コード	7267
提出日	2020/5/29	異動(予定)日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	小出 寛子	社外取締役	○														○		有
2	國分 文也	社外取締役	○														○	新任	有
3	高浦 英夫	社外取締役	○														○		有
4	田村 真由美	社外取締役	○														○		有
5	酒井 邦彦	社外取締役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		小出寛子氏は、グローバルな視点や、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督を行っていただくためです。 当社と小出寛子氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しています。
2		國分文也氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監督を行っていただくためです。 現在國分文也氏が在籍している丸紅㈱と当社との間で取引関係がありますが、年間取引金額が当社および相手方の連結売上収益の2%未満であることをはじめ、当社と國分文也氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しています。
3		高浦英夫氏は、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っていただくためです。 当社と高浦英夫氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しています。
4		田村真由美氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っていただくためです。 当社と田村真由美氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しています。
5		酒井邦彦氏は、法律の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。それらに基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っていただくためです。 当社と酒井邦彦氏との間に、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に記載の事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、また、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として指定しています。

#### 4. 補足説明

当社は、次のとおり、「社外取締役の独立性判断基準」を定めています。

##### <社外取締役の独立性判断基準>

当社取締役会は、社外取締役が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社グループの業務執行者または出身者でないこと。  
また、過去5年間に於いて、本人の近親者等(注1)が当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去5年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - (1) 当社の大株主(注2)の業務執行者
  - (2) 当社の主要な取引先(注3)の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
  - (3) 当社グループの主要な借入先(注4)の業務執行者
  - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
  - (5) 当社から役員報酬以外に多額(注5)の金銭等を得ている者
  - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者
  - (7) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体(注6)の業務を執行する者
3. 本人の近親者等が、現在、2(1)ないし(7)に該当しないこと。
4. 通算の社外役員在任期間が8年間を超えていないこと。

注1 近親者等とは、本人の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族をいう。

注2 大株主とは、事業年度末において、株式の保有割合が高いことにおいて上位となる10名の株主のいずれかに該当する者をいう。

注3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結売上収益または相手方の連結売上収益の2%を超えるものをいう。

注4 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5 多額とは、当社から收受している対価が年間1千万円を超えるときをいう。

注6 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

以上

2015年5月15日制定

2017年6月15日改定

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。